

在日外国人の参政権を考える会・福井 ニュース 活動報告 No.37

発行：2006.6.11.

代表：嶋田千恵子

福井市西方1-2-11

- 2005年 4月16日 石川県金沢市で 国籍条項撤廃を求める北陸集会 協賛 参加
8月31日 福井県内の「強制連行における遺骨について」県庁へ申し入れ
6月25日 教科書採択問題で講師清水澄子氏を迎えて集会
「なぜ侵略と加害の事実が教科書から消えたのか」
7月 8日 県教育長 西藤氏教科書採択で申し入れ
7月12日 武生市教育委員会・敦賀市教育委員会へ教科書採択で申し入れ
20日 勝山市、あわら市、福井市の教育委員会へ教科書採択で申し入れ
25日 武生市「教育って誰のため」俵 義文氏の講演会に参加
27日 小浜市と嶺南教育事務所・大野教育委員会へ教科書採択で申し入れ
8月31日 福井県内の「強制連行における遺骨について」県庁へ申し入れ
9月 8日 「独島」 講師 漆崎氏を迎えて勉強会
10月13日 中国人強制連行と七尾訴訟 角三 外弘氏を迎えて勉強会
12月 2日 扶桑社外、採択されなかった公民・歴史の教科書を県内の学校へ配布の件で教育委員会の西課長が嶋田に面談にくる。(嶋田・松田)
- 2006年 2月 福井市長選挙で各候補へアンケート実施
4月 坂井市長選挙で各候補へアンケート実施

〈在日〉地方参政権福井訴訟 提訴15周年 記念集会

2006 6月11日(日)午後1時より

会場

福井県教育センター 3階 (福井NHK前)

講師

福井訴訟訴訟主任弁護士

丹羽雅雄氏

『憲法と在日外国人参政権』

普遍的な国際的民主主義の実現へ

次への活動へ！

要請書

2005年8月31日

福井県知事 西川一誠 様

在日外国人の参政権を考える会・福井

福井市西方1-2-11

代表 嶋田千恵子

連絡先 高木町76-23-1

松田 正 Ⅸ 0776-53-5699

記

貴職におかれましては、ますます公務に精力的に取り組まれておられることと存じます。

さて、現在、政府より、朝鮮半島出身者の遺骨について情報提供の要請が全国地方自治体になされています。これは昨年12月、指宿における日韓首脳会談において韓国大統領が小泉首相に遺骨の調査返還を要請し、本年6月、ソウルでの両首脳の会談において合意が成立したことに基づくものです。

韓国においては昨年、「日帝強占下強制動員真相糾明等に関する特別法」が成立し、同法に基づく委員会の活動が開始され、現在までに20万人をこえる被害者からの申告がよせられています。去る5月25日の日韓両政府の審議官協議でも「人道主義」等の原則に基づき、遺骨の調査返還に取り組むことが確認されました。

朝鮮半島においては、今なお多数の家族が、夫や父、母、祖父、祖母の死亡の事実さえ知らされず、行方不明の親族を捜し求めています。日本の植民地支配によって引き起こされた犠牲者について、かくも長期間にわたり政府の責任において調査も行われず、遺骨が放置されてきたことは人道上看過できない問題です。

しかも、今回の調査が上記遺族の要請に応えうるものとなるかについて極めて憂慮せざるを得ません。それは、今回の調査は「情報提供」を求めるだけに過ぎず、政府や地方自治体の責任において十分な調査を行う姿勢と体制がほとんど整っていないからです。この調査は今後の日韓友好への大きな試金石であり、福井県の積極的な対応を求めます。

以上の状況を踏まえ、私たちもまた、今後の調査に全面的に協力することを申し上げ、以下の事項について、9月15日ごろまでに、文書で回答をお願いします。

1. 中龍鉦山付近で遺骨が確認された女性の渡日理由、徴用企業、労働状況、死亡原因等について綿密な調査をし、その情報を公開して下さい。
2. 自治体からの「無し」との情報ですべてを終わらせることなく、福井県内に多数存在した強制連行現場を積極的に調査し、付近の寺院等に対し遺骨の存否を確認して下さい。寺院に対し、今回の調査の意義を丁寧に説明し、遺骨の保管や、過去帳の記載について調査を要請してください。
3. 戦後、60年間放置された犠牲者の遺骨だけではなく、死亡者の情報（いつどこで誰が亡くなったのか）を含め、人道的な立場からすべての情報を調査し、公開して下さい。
4. 遺骨の調査・返還について、地方自治体は単なる取次ぎの役目ではなく、自らにも責任があるとの確固とした姿勢を持ってください。
5. 調査の手がかりになる文書として、福井県内の元勤労働員署、勤労署などに関する文書があると思われますので、調査し公表してください。
6. 福井県の調査を進めるために、「厚生年金名簿」「未払い賃金供託名簿」等の必要な情報の提供を政府に求めてください。
7. 福井県内全ての市町村に対し、窓口を設置し、埋火葬認可証を洗い直し、犠牲者の把握に努めるよう指導してください。
8. 政府への回答期限は本年8月10日でしたが、政府への報告内容について公表し、今後も引き続き調査をおこなってください。

以上

朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨に関する
調査・情報提供についての要請に対する回答

1 中龍鉦山付近で遺骨が確認された女性の渡日理由、徴用企業、労働状況、死亡原因について、綿密な調査をし、その情報を公開して下さい。

答 本県で該当のあった遺骨情報については、県情報公開条例に基づき公文書公開請求を行うことができます。本件については、国の責任において行われている調査であり、今回の調査結果の取扱いについては、国が関係省庁や韓国政府と協議すると聞いています。したがって、今後の詳細調査については、こうした関係機関との協議を踏まえた国からの新たな指示があれば協力することとしたい。

2 自治体からの「無し」との情報ですべてを終わらせることなく、福井県内に多数存在した強制連行現場を積極的に調査し、付近の寺院等に対し遺骨の存否を確認して下さい。寺院に対し、今回の調査の意義を丁寧に説明し、遺骨の保管や過去帳の記載について調査を要請してください。

答 寺院に対する調査については、別途国が全国の宗教団体に対して同様の調査を実施し、現在、随時情報が国（厚生労働省）に提供されていると聞いております。したがって、その情報を入手したい場合には、国に対して情報公開請求を行えば可能と考えます。

3 戦後、60年間放置された犠牲者の遺骨だけでなく、死亡者の情報（いつどこで誰が亡くなったのか）を含め、人道的な立場からすべての情報を調査し、公開して下さい。

答 国から死亡者について調査の指示があれば、協力できると考えます。

4 遺骨の調査・返還について、地方自治体は単なる取次ぎの役目ではなく、自らにも責任があるとの確固とした姿勢を持ってください。

答 県および市町村は、国からの指示に基づき協力していきたいと考えます。

5 調査の手かがりとなる文書として、福井県内の元勤労働員署、勤労署などに関する文書があると思われますので、調査し公表してください。

答 元勤労働員署および勤労署への調査については、平成2年に国（旧労働省）が実施していますが、該当する文書はなかったと聞いています。

6 福井県の調査を進めるために、「厚生年金名簿」、「未払い賃金供託名簿」等の必要な情報の提供を政府に求めてください。

答 「厚生年金名簿」は社会保険庁、「未払い賃金供託名簿」は法務省にそれぞれ保管されていると聞いていますが、必要な情報があれば、国において調査されると思います。

7 福井県内全ての市町村に対し、窓口を設置し、埋火葬認可証を洗い直し、犠牲者の把握に努めるよう指導してください。

答 埋火葬許可証については、今回の調査において県内全市町村の埋火葬の許認可を担当する部署で調査しています。

8 政府への回答期限は本年8月10日でしたが、政府への報告内容について公表し、今後も引き続き調査を行ってください。

答 今回の調査は国の責任において行われているものであり、今後の調査結果の取扱いについては関係省庁および韓国政府と協議すると聞いております。したがって、こうした協議を踏まえ、今後、調査を継続するかどうかについては、国からの指示があれば協力することとしたい。なお、今回の調査結果の公表については、国において行われるべきものと考えます。

平成17年10月6日

在日外国人の参政権を考える会・福井

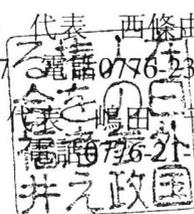
代表 嶋田 千恵子 殿

福井県知事 西川 一誠



元「慰安婦」問題を考える会・福井 代表 西條由起夫
福井市町屋3-20-17 電話 0776-23-8189

在日外国人の参政権を考える会 福井 代表 嶋田千恵子
福井市西方1-2-11 電話 0776-21-8008



教科書採択に関する請願書

貴職におかれましては、日本国憲法および教育基本法に則り教育委員会の職務推進のため、ご尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、来年度から使用される中学校教科書の採択に大きな関心と注意をはらっています。公正かつ民主的な教科書採択を求める立場から、日本国憲法第16条および請願法第2条の規定に基づき次のとおり請願いたします。なお、本件請願を誠実に処理し（請願法第5条）、適切に対応し、結果を遅滞なく相当の期間内に書面にて通知してください。

請願項目

- 1 「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」という）の主導による扶桑社の歴史教科書と公民教科書は採択しないでください。
- 2 実際に子どもへの教育にたずさわっている教師、保護者、さらには子ども自身の意見を尊重してください。

趣旨説明

1 私たちは、「つくる会」（扶桑社）の中学校歴史教科書および公民教科書は次のような問題点をもつものと考えます。子どもが真理・真実を学び、平和的な国及び社会の形成者として成長する権利を尊ぶ立場から、その採択に強く反対します。

1) 日本国憲法の原則と教育基本法、子どもの権利条約が掲げる教育の目的をないがしろにする教科書である「つくる会」の歴史教科書は、日本の歴史を天皇中心の歴史として描き出し、その反面、民衆がほとんど登場することのない、きわめて偏った見方に立った教科書です。また、アジア太平洋戦争をアジア解放のための戦争と偽り、日本の加害の事実を否定し、戦争に命をささげる国民を賛美する教科書です。

他方、「つくる会」の公民教科書は、大日本帝国憲法を賛美し、子どもたちを憲法「改正」へと誘導することを意図した教科書です。また、基本的人権と両性の平等を軽視する教科書です。

このような「つくる会」の教科書は、日本国憲法が掲げる「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」という三大原則、教育基本法第1条が掲げる「平和的な国家及び社会の形成者」の育成という教育の目的、さらには子どもの権利条約第29条が掲げる「人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること」などの規定をないがしろにするものです。

2) 県内の各市では中国・韓国の都市と交流し、友好都市としての交流を深めています。しかし、先に述べたような内容から国外からも厳しい批判を浴びているこの教科書を採択することは、その地区の教育行政、さらには住民がこの教科書の内容に賛同しているものとみなされ、これまで県下各地で中国、韓国等との間に積み上げてきた友好と協力の関係を破壊することになるでしょう。日本と日本の子どもの将来を国際的な孤立の道に追いやることは断じて許されません。

3) ルール違反の教科書である

「つくる会」は、ルールを破って白表紙本のコピーを関係者に配布するなど、事前の売り込みを行い、文部科学省から3回指導を受けています。また、嚴重注意も受けています。他社がルールを守り公正に行っているのに、「つくる会」にルール違反の責任をなんら

問わないならば、"無法者が得をする"ことに手を貸すことになります。

指導的立場にある教育委員会は、教科書採択における公正確保、また"無法や不正を見逃してはならない"という範を自ら子どもに示すという教育的意味からも、ルール違反のこの教科書を採択の対象から外すべきです。

4) 中学校学習指導要領が掲げる社会科の目標に照らしてもふさわしくない教科書である

日本国憲法・教育基本法のもとで、中学校学習指導要領も、社会科がめざす究極の目標として「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」と述べています。

すでに述べたような問題点をもつ「つくる会」の教科書は、日本国憲法・教育基本法はもちろん、中学校学習指導要領が掲げるこのような社会科の目標に照らしても、ふさわしいものとはいえません。

2 私たちは、次に述べるような国際的原則にもとづいて、教科書の採択にあたって教師、保護者、さらには子ども自身の意見が尊重されることを求めます。

1) 教師の意見尊重

1966年10月、ユネスコの主催による特別政府間会議において採択された「教員の地位に関する勧告」(ILO・ユネスコ勧告)は、第61項で「教職にある者は、専門的職務の遂行にあたって学問の自由を享受するものとする。教員は、生徒に最も適した教具および方法を判断する資格を特に有しているので、承認された計画の枠内で、かつ、教育当局の援助を受けて、教材の選択および使用、教科書の選択ならびに教育方法の適用にあたって、不可欠の役割を与えられるものとする」とうたっています。日本政府も参加し、同意した「勧告」にあるこの国際的原則にもとづいて、教科書採択にあたって教師の意見が当然に尊重されなければなりません。

2) 保護者の意見尊重

1948年12月、第3回国連総会で採択された世界人権宣言は、第26条第3項で「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する」と述べています。また、1959年11月、第14回国連総会で採択された子どもの権利宣言は、第7条で「子どもの教育及び指導について責任を有する者は、子どもの最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は、まず第一に子どもの両親にある」としています。また、この世界人権宣言を条約化し、1979年11月に日本政府も批准している国際人権規約A規約も、第13条で「父母(法定保護者)が自己の信念に従って子どもの宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有する」と規定しています。さらに、1989年11月の第44回国連総会で採択され、1994年5月に日本政府も批准している子どもの権利条約は、第18条で「父母(法定保護者)は子どもの養育及び発達について第一義的責任を有する」とし、第5条で「締約国は、子どもがこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母…が子どもの発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」と規定しています。

これらの宣言および条約で明らかにされた国際的原則にもとづいて、教科書の採択にあたって、教科指導の専門家である教師とともに保護者の意見が尊重されるべきことは当然です。

3) 子どもの意見尊重

子どもの権利条約は、第12条第1項で「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」と定めています。いうまでもなく、教科書は、この条文にいう「その子どもに影響を与えるすべての事柄」に含まれるものです。1994年、日本政府も批准し、すでに国内で発効しているこの条約の規定にもとづいて、教科書採択において子ども自身の意見表明を保障すること、そのための具体的な方法を検討することが必要です。

以上

教科書問題を考える

今、教科書に何が起きているか

.....

なぜ侵略と加害の事実が 教科書から消えたのか

.....

講師

清水澄子氏

I(あい)女性会議常任顧問
北京JAC共同代表

6月25日(土)午後1:30~

場所

福井県教育センター4f 福井NHK前

主催

教科書ネット21福井

呼掛け人:小沢喜久子・嶋田千恵子

連絡先は0776-53-5699(松田)

福井県教育委員会委員長様
福井県教育委員会教育長様

2005年6月23日

元「慰安婦」問題を考える会・福井 代表 西条 由起夫
福井市町屋3-20-17 電話0776-23-8189
在日外国人の参政権を考える会 福井 代表 嶋田 千恵子
福井市西方1-2-11 TEL 0776-21-8008

教科書採択についての申入書

2006年度から使用されるために展示された教科書のうち、私たちは「新しい教科書をつくる会」の扶桑社出版の「社会」「公民」に非常に問題が多く、絶対に採用すべきでないと考えます。

また、扶桑社は検定に際して、申請図書（いわゆる白表紙本）を教育委員会に配布し、文部科学省の指導をうけるという不正行為（教科用図書検定規則実施細則に違反）をおこなっています。

この教科書の歴史認識についてアジア各国から大きな非難が寄せられ、国際問題になっています。また記述の中心に天皇をおき、歴史研究の成果を無視しています。私たちはアジア諸国と水平の立場で会話できるための共通認識を持つには、日本が行った侵略や加害の事実を学ぶことが不可欠と考えます。この教科書にはそれがありません。

また「公民」では、周辺諸国との摩擦を起こすのが目的であるかのようなグラビアから始まっています。大日本帝国憲法を賛美し、また現在の憲法を変えるべきという論調で教育しようとしています。基本的人権や主権が民にあるという「国民主権」は矮小化され、「公共の福祉と国民の義務」がむやみに強調されています。

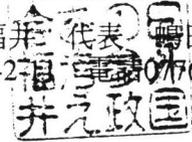
21世紀に世界にむかってはばたいていこうという中学生にふさわしい教科書ではありません。

- 1 扶桑社がすでに不正行為をおこなっている事実を知ってください。
- 2 教科書採択にあたり、公正な判断をくだしてください。
- 3 実際に教育にあたる教師の意見を尊重してください。
- 4 歴史教科書が隣国との摩擦懸案になっています。国際的に理解されるような教科書を選んで下さい。
- 4 教育に関することが密室で決定されてはいけません。採択地区を明示してください。採択の審議過程、採択理由、委員名を公開してください。福井県は情報公開が遅れています。

以上

元「慰安婦」問題を考える会・福井 代表 西條由起夫
福井市町屋3-20-17 電話0776-23-8189

在日外国人の参政権を考える会 福井 代表 神田 千恵子
福井市西方1-2-17 電話0776-21-8008



教科書採択に関する請願書

貴職におかれましては、日本国憲法および教育基本法に則り教育委員会の職務推進のため、ご尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、来年度から使用される中学校教科書の採択に大きな関心と注意をはらっています。公正かつ民主的な教科書採択を求める立場から、日本国憲法第16条および請願法第2条の規定に基づき次のとおり請願いたします。なお、本件請願を誠実に処理し（請願法第5条）、適切に対応し、結果を遅滞なく相当の期間内に書面にて通知してください。

請願項目

- 1 「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」という）の主導による扶桑社の歴史教科書と公民教科書は採択しないでください。
- 2 実際に子どもの教育にたずさわっている教師、保護者、さらには子ども自身の意見を尊重してください。

趣旨説明

1 私たちは、「つくる会」（扶桑社）の中学校歴史教科書および公民教科書は次のような問題点をもつものと考えます。子どもが真理・真実を学び、平和的な国及び社会の形成者として成長する権利を尊ぶ立場から、その採択に強く反対します。

1) 日本国憲法の原則と教育基本法、子どもの権利条約が掲げる教育の目的をないがしろにする教科書である「つくる会」の歴史教科書は、日本の歴史を天皇中心の歴史として描き出し、その反面、民衆がほとんど登場することのない、きわめて偏った見方に立った教科書です。また、アジア太平洋戦争をアジア解放のための戦争と偽り、日本の加害の事実を否定し、戦争に命をささげる国民を賛美する教科書です。

他方、「つくる会」の公民教科書は、大日本帝国憲法を賛美し、子どもたちを憲法「改正」へと誘導することを意図した教科書です。また、基本的人権と両性の平等を軽視する教科書です。

このような「つくる会」の教科書は、日本国憲法が掲げる「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」という三大原則、教育基本法第1条が掲げる「平和的な国家及び社会の形成者」の育成という教育の目的、さらには子どもの権利条約第29条が掲げる「人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること」などの規定をないがしろにするものです。

2) 県内の各市では中国・韓国の都市と交流し、友好都市としての交流を深めています。しかし、先に述べたような内容から国外からも厳しい批判を浴びているこの教科書を採択することは、その地区の教育行政、さらには住民がこの教科書の内容に賛同しているものとみなされ、これまで県下各地で中国、韓国等との間に積み上げてきた友好と協力の関係を破壊することになるでしょう。日本と日本の子どもの将来を国際的な孤立の道に追いやることは断じて許されません。

3) ルール違反の教科書である

「つくる会」は、ルールを破って白表紙本のコピーを関係者に配布するなど、事前の売り込みを行い、文部科学省から3回指導を受けています。また、嚴重注意も受けています。他社がルールを守り公正に行っているのに、「つくる会」にルール違反の責任をなら

問わないならば、"無法者が得をする"ことに手を貸すことになります。

指導的立場にある教育委員会は、教科書採択における公正確保、また"無法や不正を見逃してはならない"という範を自ら子どもに示すという教育的意味からも、ルール違反のこの教科書を採択の対象から外すべきです。

4) 中学校学習指導要領が掲げる社会科の目標に照らしてもふさわしくない教科書である

日本国憲法・教育基本法のもとで、中学校学習指導要領も、社会科がめざす究極の目標として「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」と述べています。

すでに述べたような問題点をもつ「つくる会」の教科書は、日本国憲法・教育基本法はもちろん、中学校学習指導要領が掲げるこのような社会科の目標に照らしても、ふさわしいものとはいえません。

2 私たちは、次に述べるような国際的原則にもとづいて、教科書の採択にあたって教師、保護者、さらには子ども自身の意見が尊重されることを求めます。

1) 教師の意見尊重

1966年10月、ユネスコの主催による特別政府間会議において採択された「教員の地位に関する勧告」(ILO・ユネスコ勧告)は、第61項で「教職にある者は、専門的職務の遂行にあたって学問の自由を享受するものとする。教員は、生徒に最も適した教具および方法を判断する資格を特に有しているので、承認された計画の枠内で、かつ、教育当局の援助を受けて、教材の選択および使用、教科書の選択ならびに教育方法の適用にあたって、不可欠の役割を与えられるものとする」とうたっています。日本政府も参加し、同意した「勧告」にあるこの国際的原則にもとづいて、教科書採択にあたって教師の意見が当然に尊重されなければなりません。

2) 保護者の意見尊重

1948年12月、第3回国連総会で採択された世界人権宣言は、第26条第3項で「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する」と述べています。また、1959年11月、第14回国連総会で採択された子どもの権利宣言は、第7条で「子どもの教育及び指導について責任を有する者は、子どもの最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は、まず第一に子どもの両親にある」としています。また、この世界人権宣言を条約化し、1979年11月に日本政府も批准している国際人権規約A規約も、第13条で「父母(法定保護者)が自己の信念に従って子どもの宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有する」と規定しています。さらに、1989年11月の第44回国連総会で採択され、1994年5月に日本政府も批准している子どもの権利条約は、第18条で「父母(法定保護者)は子どもの養育及び発達について第一義的責任を有する」とし、第5条で「締約国は、子どもがこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母…が子どもの発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」と規定しています。これらの宣言および条約で明らかにされた国際的原則にもとづいて、教科書の採択にあたって、教科指導の専門家である教師とともに保護者の意見が尊重されるべきことは当然です。

3) 子どもの意見尊重

子どもの権利条約は、第12条第1項で「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」と定めています。いうまでもなく、教科書は、この条文にいう「その子どもに影響を与えるすべての事柄」に含まれるものです。1994年、日本政府も批准し、すでに国内で発効しているこの条約の規定にもとづいて、教科書採択において子ども自身の意見表明を保障すること、そのための具体的な方法を検討することが必要です。

以上

福井市長選挙立候補者様

在日外国人の参政権を考える会・福井
代表 嶋田千恵子 福井市西方1-2-11

在日外国籍市民に対する施政に関するアンケート調査

私たちは、91年に福井地裁に提訴された在日外国人の参政権裁判の支援運動を通じ在日外国人、とりわけ在日韓国朝鮮人の人権問題ならびに地方自治体職員への採用任用における国籍条項撤廃に取り組んでいる市民グループです。

今般の福井市長選挙に立候補された方々の、日本並びに福井に在住する外国籍市民に対する政治方針や具体的政策のあり方を知ることは、立候補者の政治信条や思想性を明らかにする上で不可欠の要素であり、投票の際の重要な手がかりとなり、さらには当選後の行政の性格を因る上で市民にとって重要な情報であると考えています。このような観点から以下の質問をします。

ご承知の通り、昨年末からフランス各地において旧植民地出身の移民とその新世代の若者たちによるフランス社会への激しい反発行動が継続し、フランスの伝統的な差別構造を問い糾す意味でその歴史意識と社会の基本構造を大きく揺すぶっています。このような事態の原因は主に就職差別と入居差別であると言われています。フランス社会は事態の沈静化と差別撤廃のために単一民族主義から多民族多文化国家への脱皮が目前の課題となっています。

急速な少子化と高齢化、人口減少を抱える日本を見た場合、このようなフランスの直面する問題はまさに自らの問題であり、定住外国人200万人と今後も急速に増加するであろう外国人労働者の社会参与権・人権をいかに確立していくのかは、自由と平等が何人にも保障された開かれた社会の建設、自民族優越主義から国際主義社会へと飛躍を果たし、今後アジアと平和共存・連帯するための試金石といわねばならないでしょう。

在日韓国朝鮮人が戦後日本国籍を一方的に剥奪され、参政権停止と同時にあらゆる制度的人権保障から排除され、いまだに就職差別や入居差別、民族名で生活することの困難さの中で、限られた職業や生活領域、日本社会に対する絶望感等によって、イスラエルによるパレスチナの受難にも似た、日本人の日常生活観とは次元を別にする苦難を強いられている、その事実がまさに例証されるように、在日外国人の日本社会での生活にはさまざまな局面で差別の壁が立ちふさがっています。

私たちはその象徴的事例が参政権問題と公務就任における国籍条項であると考えています。以下、この問題を中心にお訊ねします。

① 外国籍市民に対す参政権の保障については全国の多数の自治体が賛成の決議を上げ、最高裁においても地方参政権は憲法上許容されている旨の判断が出ています。また住民投票において外国籍市民の参加を保障する自治体が増加しています。参政権を持たない人間は政治的社会的隷属状態にあるといわざるを得ません。日本に定住する外国籍市民に対する参政権の保障についての御所見を明らかにして下さい。

② 参政権が保障されていない以上、何らかの制度保障によって代替的に外国籍市民の声を施政に反映させる必要があるのではないのでしょうか。具体的施策があればお答え下さい。

③ 差別を撤廃する立場にある行政が、国籍条項を残し外国人職員を受け入れない現状が、一般企業の就職差別を許す原因になってきました。福井県内では丸岡町が消防職を含めて職員の採用任用時の国籍条項を全廃していますが、福井市の場合、残念ながら一般職職員のうち一部のみが採用・任用の対象になっています。一般職の国籍条項を撤廃し、外国籍市民に対しても開かれた職場として開放するお考えはありませんか？

④ 外国籍市民の増加が今後予想されるなかで、日本社会がどのように変わっていくべきか、御所見をお聞かせ下さい。

⑤ ヨーロッパ諸国で極右政党台頭等と同時に外国人移民に対する排斥意識が高まりつつあるようですが、欧米崇拜アジア蔑視による差別意識を日本社会から拭い去るために行政として何をなすべきか、ご見解をお聞かせ下さい。

2月19日必着で、上記、嶋田千恵子まで郵送いただければ幸甚です。なお、ご回答はマスコミ等に公開しますので、あらかじめご了承下さい。

< この質問と同内容のものを、坂井市長選の時も使用しました。坂井市長候補者2人からの回答はこれに基づいています。 >

- ① 日本に定住する外国籍市民の方々の参政権は保障すべきです。納税者の義務を果たしているのに、税の使道を決める政治に個人が参画できないのは問題です。
- ② 県内でも合併の是非を問う住民投票で、定住外国人の参加を認めた例もあります。福井市においてもその機会があれば同様の施策をおこないます。
- ③ 市職員採用における国籍差別をなくし、市政の発展のために有為な人材を積極的に採用します。
- ④ かつての日本軍国主義の侵略戦争を美化する政党、政治家に対する日本国民の理性の審判なしには、諸外国から信頼される国とはなりえません。就労差別撤廃では、まず市役所が範を示し、事業所によびかけます。
- ⑤ アメリカいいなりで憲法9条を改憲し、「戦争できる国」をめざす政治に市民とともにストップをかけます。
有事体制づくりである国民保護計画作成と市民への訓練押しつけはおこないません。
憲法をいかす政治でこそ、「平等で自由な民主主義社会」へつながっていくと確信します。

- ① 将来的には、参政権の保証も必要だと考える。現状では、国や、県の動向を見極めたい。
- ② 「市民が主人公」の市政を目指す中で、市民と直接対話する機会を多く取りたいと考えている。外国籍市民との対話も是非実現させたい。
- ③ 一般職の一部採用・任用の現状を分析検討し、今後の課題として取り組みたい。
- ④ 人口減少による経済的、社会的活力の低下が危惧する中で、外国籍市民の活躍の場が増加するだろうし、その環境整備が大切だと考える。
- ⑤ 環日本海時代といわれるが、福井は立地条件からみてアジアを重視した交流が必要である。行政・団体・学校・企業が姉妹関係などで交流を積極的に進めることが、相互理解が平等で自由な社会構築につながると考えている。

回 答

酒 生 文 弥

- ① 合法的に居住・生活されているすべての外国人の方々に、選挙、被選挙権を含む、主権者として当然の参政権を保障すべきだと考えます。又、いわゆる不法滞在の方々も十分に人権を保障し、情状によってはビザを発給するなどして、合法的滞在権を与えるべきだと、考えます。
- ② 福井市の条例制定権を十分に発揮して、外国人にも可能な限り参政権を賦与いたします。外国籍市民の方々による常設の諮問機関を設定するのも一つかと思えます。
- ③ 一般職の国籍条項は、即時撤廃し、市の公務員職を、すべての希望者が受験できるようにいたします。
- ④ 日本は、現在のアメリカ合衆国以上に、海外からの移民を必要とするようになってきています。本来長い縄文時代に、大量の様々な民族が移住し混血してできた「日本人」です。これからは、この島国に移住したい方々を積極的に受け容れる移民多民族国家になるべきだと考えます。
- ⑤ 一切の偏見から解放された科学的な人類学、文化多元主義を教育するインターナショナルスクールを支援、運営し、真の国際教育によって啓蒙します。

因みに、私の父方の親族はすべてアメリカ国籍であり、妻はルーマニア人です。韓国、中国、および東南アジアに友人も多く、在日朝鮮人、韓国人、中国人にも友人や師（高史明先生など）がたくさんいます。

この国は、縄文時代にアマタ（ヤマトの語源）の民が移住・混血し、大きく和して、大和民族（ヤマト民族）というアイデンティティーをもった、元来が大移民で成立した国です。長い鎖国・封建時代で、内外に差別意識をもつ「島国根性」に墮落して、外国に妙なコンプレックスをもつようになってしまったのかも知れませんが、戦後第2元（2回目の60年紀）に入った本年から、大陸との歴史も深いこの福井から、本来の多民族和合の国を再建していくべきです。

回 答

- ①、合法的に居住・生活されているすべての外国人の方々に、選挙、被選挙権を含む、主権者として当然の参政権を保障すべきだと考えます。又、いわゆる不法滞在の方々も十分に人権を保障し、情状によってはビザを発給するなどして、合法的滞在権を与えるべきだと、考えます。
- ②、福井市の条例制定権を十分に発揮して、外国人にも可能な限り参政権を賦与いたします。外国籍市民の方々による常設の諮問機関を設定するのも一つかと思えます。
- ③、一般職の国籍条項は、即時撤廃し、市の公務員職を、すべての希望者が受験できるようにいたします。
- ④、日本は、現在のアメリカ合衆国以上に、海外からの移民を必要とするようになってきています。本来長い縄文時代に、大量の様々な民族が移住し混血してできた「日本人」です。これからは、この島国に移住したい方々を積極的に受け容れる移民多民族国家になるべきだと考えます。
- ⑤、一切の偏見から解放された科学的な人類学、文化多元主義を教育するインターナショナルスクールを支援、運営し、真の国際教育によって啓蒙します。

因みに、私の父方の親族はすべてアメリカ国籍であり、妻はルーマニア人です。韓国、中国、および東南アジアに友人も多く、在日朝鮮人、韓国人、中国人にも友人や師（高史明先生など）がたくさんいます。

この国は、縄文時代にアマタ（ヤマトの語源）の民が移住・混血し、大きく和して、大和民族（ヤマト民族）というアイデンティティーをもった、元来が大移民で成立した国です。長い鎖国・封建時代で、内外に差別意識をもつ「島国根性」に墮落して、外国に妙なコンプレックスをもつようになってしまったのかも知れませんが、戦後第2元（2回目の60年）に入った本年から、大陸との歴史も深いこの福井から、本来の多民族和合の国を再建していくべきです。

酒生文弥

定住外国人に対する参政権の保障と公務就任について

① 日本に定住する外国籍市民に対する参政権の保障について

外国籍市民については、一定の条件の下で地方自治体レベルの参政権を与えるべきであるというのが私の立場です。理由は次のとおりです。

まず、定住外国人は、わが国を生活の本拠として社会生活、経済生活をおくり、税金を納めています。「代表なければ課税なし」の原則の裏返しとして、彼らにも自分たちが納めた税金の使い道を監視し、意見を述べる権利が与えられるべきと考えます。

次に、地域社会の安定・発展という観点からも、地方参政権を与えることで定住外国人をコミュニティの中に位置づけ、まちづくりや地域づくりの積極的な担い手として活用していくことが必要であり得策であると考えます。

定住外国人には、滞納や懲役などの犯罪歴がないこと、一定期間わが国に定住していることなどを条件に地方参政権が与えられるべきと考えます。特に在日韓国人・朝鮮人については戦後一方的に参政権を奪われた経緯があり、速やかに参政権を回復すべきと考えます。

マニフェストにも掲げていますが、障がい者であることや外国人であることは多様性であって、そのため権利が侵害されることは許されないと考えます。

日本国憲法は、第15条で「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定する一方で第93条は「地方公共団体の長、その議会の議員は……住民が直接これを選挙する。」と規定しています。最高裁判所も定住外国人への地方参政権の付与については、立法政策の問題であるという見解です。また、既に平成12年には国会に定住外国人に対する地方選挙権の付与法案も提出されており、定住外国人に対する参政権の付与の条件は整いつつあると考えています。

差、外国人はその文化や伝統を保持して共生することが重要です。そしてこれが、地域社会の新たな活力の源になると考えています。

多民族国家アメリカでも近年は、人種が溶けて一つになる「人種のるつぼ」という言い方よりも、様々な人種が個性を持って共生する「人種のサラダボール」と言っていますが、正しい方向性であると思います。

企業における外国人の就労差別については、外国人を雇用すれば企業利益が増えるというあり方は問題です。労働関係法令に基づき日本人であっても外国人であっても能力に応じて正当に扱われるべきであると考えます。具体的には、違法、不当な雇用を行っていた企業については入札参加や市への物品納入を停止することなどを検討すべきと考えます。

⑤ 平等で自由な民主主義社会の構築のために行政として何をすべきか。見解を問う。

現実的には2つのことに取り組む必要があると考えます。まず、コスト削減のためだけの外国人を安易に入国させないことが重要です。研修生名目や学生として受け入れ、労働者として使用するという脱法行為を許すべきではありません。

次に、受け入れるからには、能力に応じて日本人と同じ権利を与えるとともに、児童、生徒に外国人との共生についてしっかりと正しい教育を行うことが不可欠です。そのためには、企業や教師に対する啓発を行う必要があります。

人種や生まれた国が違って人も人は平等であること、文化や習慣の違いを受け入れるだけの寛容をしっかりと教育する必要があります。外国人子弟との共同生活やイベントへの参加など、行政ができることはたくさんあります。

② 参政権がない現在、何らかの制度保障が必要だが、福井市における具体的な施策案があれば示して欲しい。

マニフェストにも掲げているように、福井市民の権利を確立するための「自治基本条例」の制定をめざしており、この条例が対象とする市民には当然定住外国人が含まれると考えています。この自治基本条例では、情報公開請求権や行政手続き上の権利のほか、住民投票にかけるべき事業の類型を検討し、また、まちづくりに参加する権利やまちづくりの計画策定に参画する権利などについて広く検討を行いたいと考えています。

福井市は、在日韓国人・朝鮮人のほか、日系ブラジル人などの住民が多いまちです。外国人の生活に影響のある施策については、川崎市が設置している「外国人市民代表者会議」などの取組みには見習うべきものがあると考えています。

③ 一般職の国籍条項を全廃し、外国籍市民に対しても開かれた職場として開放する考えはあるか。

基本的には、一般職の国籍条項は廃止し、外国籍の市民についても公務員への採用を可能にすべきであると考えます。権力的意思決定の責任者については外国人を排除する必要があるといわれることがあります。あまり説得力のある論拠とは思えません。住民に密着した行政を行う自治体行政のレベルでは、すべての一般職公務員への就職に門戸を開放することに問題があるとは思われません。

ただし、地域における一定期間の定住や特定の犯罪歴がないことなどを条件とするともに、内部的な昇任について、当初は年齢制限を設け、それを徐々に引き上げていくなど若干の調整が必要であると思います。

④ 外国籍市民の一層の増加が予想される中、日本社会は今後どのように変わっていくべきと考えるか。特に企業社会における就労差別撤廃のための所見は。

マニフェストにも書きましたが、地域社会に対する私の理想のイメージは、「みんなちがってみんないい。」と言うものです。高齢者と若者、男女、障がい者、外国人などが平等な権利を享受し、個性を活かしながら地域で協働、共生していくというものです。地域社会への強制的な統合ではなく、男女はその性

福井市長選挙アンケートの回答

高木ぶんどう氏

<回 答>

1. 最高裁の地方参政権は、憲法上許容されている旨の判断に従い、日本に定住する外国籍市民に対する参政権の保証は当然だと思う。
2. 外国籍市民の声を、坂井市政に反映させるため、市民座談会の参加、市政モニターへの委嘱、住民投票への参加を前向きに取り組みたい。
3. 私が旧丸岡町の町長在職時に職員の採用の国籍条項を全廃したので、その考えで取り組みたい。
4. 国際化の時代、外国籍市民の協力なくして日本の産業の発展は考えられない。それ故、就労差別を撤廃をしなければならないと思う。
5. 「人間はみんな平等」という意識啓発が大切だと思う。特に「人権教育」「思いやりのある人間教育」など幼児からの教育が大切だと思う。また、時間をかけて社会教育などを通じて差別意識の撤廃に取り組みたい。

坂井市長選挙立候補予定者

林 田 恒 正

坂井市長選挙アンケートの回答

＜回 答＞

1. 将来的には、参政権を保障することが必要だと考えますが、形式的には、憲法第15条や公職選挙法第9条の規定があり、国政における参政権は、日本国民に限られている内は難しいと思います。同様に、地方における参政権に関しても、憲法上禁止されているわけではありませんが、立法政策上の問題になる為、現状では難しいと思われます。

2. 市内の定住外国人の方も含め、各界各層の市民の皆さんとの直接対話を積極的に行っていく為に、各地域に出向き、「座布団集会」を毎月開催いたします。更に、市民の皆様から広く意見を求める為、「パブリックコメント制度」を導入し、市民が主役のまちづくり、協働のまちづくりを進めます。

3. 国においては、公務員の任用に関する基本原則が示されていますが、全国的な国籍条項撤廃の流れの中で、本市においても国際化時代の共生共存について、市民の感情や意見を熟慮し、公務員の任用について慎重に検討していきたいと思っています。

4. 少子高齢化時代の到来により、社会的、経済的活力が低下する中で、多国籍市民の労働力に大いに頼る業界が、これから増加してくる事が十分に考えられます。民間企業経営者として培ってきた実績を踏まえ、その活躍の場の環境整備が重要だと考えています。

5. 「市民と協働」の基本理念の下に、企画立案の段階から、市民の声を政策形成に反映させる為、「市民提案制度」を導入し、市民同士の連携が十分に取れるように、情報開示に努めたいと思います。まず、市民一人ひとりがしっかりとした意見を持ち、それを市民同士で交換し合う場所作りが「平等で自由な民主主義社会の構築」の為の第一歩だと思います。

坂 本 のりお

坂井市長選挙アンケートの回答

来年度の 中学教科書

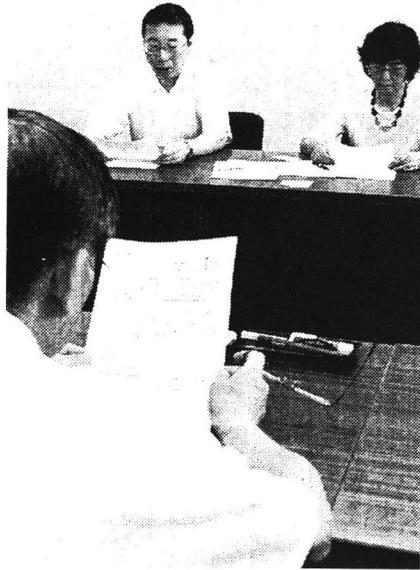
扶桑社の社会など不採択を

3県内 団体 県教育長に申し入れ

来年度使用する中学校の教科書採択について県内の三団体が二十二日、西藤正治県教育長に「新しい歴史教科書をつくる会」による扶桑社の社会と公民の中学校教科書を採択しないよう申し入れた。

(花井 康子、山本 真喜夫、川崎 宏二)

公正な教科書採択を求める嶋田さん(奥右)ら＝県庁で



申し入れたのは福井市「る会」代表の西条由起夫、政権を考える会「代表の「元慰安婦問題を考える会」と「在日外国人の参

嶋田千恵子さんら四人、それに「子どもと教科書ネット21福井」事務局の松田正さんら三人。

「元慰安婦問題を考える会」と「在日外国人の参政権を考える

すべきでない」と述べた。「子どもと教科書ネット21福井」は要請書を提出。「扶桑社は申請図書(白表紙本)を外部に漏らすルール違反を犯した上、憲法の原則をないがしろにした教科書だ」などとして「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書を採択しないことなどを求めた。

一方、小浜市では新日本婦人の会県本部小浜こぼと班(松本美鈴代表、二十人)が「新しい歴史教科書をつくる会」によ

る教科書を採択しないよう小浜市の藤田和弘教育長に文書で要望した。採択は嶺南地区単位で決まるといふ。

「つくる会」教科書不採択を 3団体が県教育長に要請



西藤正治県教育長(右)に申し入れ書
を手渡す嶋田千恵子代表(県庁で)

文部科学省の検定に合格した「新しい歴史教科書をつくる会」による扶桑社の社会と公民の教科書には問題が多いとして、県内の三団体が二十三日、西藤正治県教育長に同社版教科書の不採択などを求めた。

要請書では「扶桑社が申請図書(白表紙本)を外部に漏らすルール違反を犯した上、憲法の原則をないがしろにした教科書だ」として、同会が作成した教科書を採用しない「憲法原則と教育基本法に忠実な内容の教科書を選ぶ」選定に当たっては教職員や保護者の意見を尊重することを求めている。

また、元「慰安婦」問題

題を考える会・福井(西条由起夫代表)と在日外国人の参政権を考える会・福井(嶋田千恵子代表)の二団体も、同社の不正行為を取り上げ、公正な判断による教科書採択▽国際的に理解されるような教科書の選定▽採択の審議過程と採択理由、選定委員の公開などを申し入れた。

西藤教育長は「県内五地区の採択協議会で、公正な採択ができるよう環境を整えるのが県教委の役目」と回答。それぞれ要望を県の教科用図書選定審議会に報告し、同社の申請図書が各市町村教委に配布されていないか調査することを約束した。(山本 真喜夫)

代表(二十人)は二十三日、来年度から使われる中学校の教科書で、「新しい歴史教科書をつくる会」による教科書を採択しないよう小浜市の藤田和弘教育長に文書で要望した。

要請書では、この教科書は「アジアの多くの国々からかつての日本の侵略戦争を肯定的に記述している」として憤りを招いています。など理由を挙げています。

小浜市教委によると、採択は嶺南地区単位で決まるといふ。

福井

小浜市でも要望書

新日本婦人の会
県本部「ばと班」

新日本婦人の会
小浜こぼと班(松本美鈴)

つくる会教科書 採択反対を要請

4団体、県教委などに「新しい歴史教科書をつくる会」主導の中学校社会科教科書の採択に反対する4団体が23日、県教委などに対して要請文などを提出した。

「子どもと教科書ネット」

朝日

ト21福井(会員約60人)は事務局を務める松田正さんから3人が県庁を訪れ、「憲法や教育基本法に忠実な編集方針の教科書を採用すべきだ」など3項目の要請文を西藤正治教育長に手渡した。

「元「慰安婦」問題を考える会・福井」(会員約20人)、「在日外国人

の参政権を考える会福井」(会員約100人)は4人が県庁を訪れ、採択理由や審議過程の公開

や採択にあたっての教師の意見の尊重など5項目の申入書を西藤教育長に提出した。

新日本婦人の会小浜こぼと班も、小浜市教委に採択反対を訴える要望書を提出した。

坂本氏「現状は難しい」 林田氏「国籍条項全廃」

県民権 2006 4.14



合併による坂井市長選挙（十六日告示、二十三日投票）に向け、福井市の在日外国人の参政権を考える会・福井（嶋田千恵子代表）は、立候補予定者対象に行った在日外国人の参政権についてのアンケート結果を十三日、公表した。アンケートは在日外国人の参政権についての考
え方や具体的な施策、市役所を在日外国人に開かれた職場にするかなどを質問。出馬表明している二人が答えた。
このうち三三国町長坂

本憲男氏（五）は「将来的に参政権を保証することが必要だが、現状では難しい。外国籍の公務員任用については、慎重に検討したい」と回答。元丸岡町長の林田恒正氏（六）は「旧丸岡町で職員採用の国籍条項を全廃したので、その考えで取り組みたい。外国籍市民の協力なくして発展は考えられない」とした。
（山田 祐一郎）

在日外国人参政権など
坂井市長選の
予定者が回答
在日外国人の人権問題に取り組み市民団体「在日外国人の参政権を考える会福井」（嶋田千恵子代表）は13日、坂井市長選への立候補を表明している坂本憲男氏（59）と林田恒正氏（66）に対し、外国籍市民の参政権や職員採用について尋ねたアンケート結果を発表した。同
会が3月下旬、報道各社などに公表する前提で両陣営に質問状を提出。11日に両陣営から書面で回答があった。
同会によると、質問は5項目。このうち外国籍市民の参政権保障について、坂本氏は将来的には必要だと考えるが、立法政策上、現状では難しいと思われるなど回答。林田氏は「最高裁の憲法上許容されている旨の判断に従い、保障は当然だ
と思う」と回答した。
また、同市の職員採用で国籍条項を撤廃する考えはあるかの質問に対して、坂本氏は「市民の感情や意見を熟慮し、慎重に検討していきたい」とな
どと回答。林田氏は「旧丸岡町では全廃したので、その考えで取り組みたい」と回答した。
詳しい結果の問い合わせは同会事務局の松田正さん（0776-53105699）へ。
2006 4.14

重 乗斥

外国人施策で公開質問

坂井市長選立候補予定者に

権を会
政え考

坂井市長選で、市民団体「憲男氏59」と、旧丸岡町長「在日外国人の参政権を考える会・福井」（嶋田千恵子代表）は、立候補を予定している旧三国町長の坂本

参政権の保障や市職員の国籍条項撤廃など5項目を質問。定住外国人への参政権保障について、坂本氏は「将来的には必要だが、法律上難しく、地方では立法政策上の問題で難しい」とし、林田氏は「最高裁の判断で認められている通り、

地方参政権の保障は当然」とした。
職員の国籍条項の撤廃については、坂本氏は「市民感情や意見を熟慮し、任用について慎重に検討したい」とし、林田氏は「丸岡町でも全廃しており、その考えで取り組みたい」としている。

「外国人参政権」で
坂井市長候補回答
「考える会」が調査
「在日外国人の参政権を考える会・福井」（嶋田千恵子代表）は十三日、坂井市長選立候補予定者に対して行った「在日外国人市民に対する人権保障および施策に関するアンケート調査」の回答を

公開した。
質問は、「定住外国人市民の参政権の保障に関する所見」参政権の代替的な制度保障の必要性は「市一般職の採用任用で国籍条項を撤廃する考えはあるか」など五項目。既に出馬表明をしている坂本憲男氏、林田恒正氏の二人が回答を寄せた。
参政権問題に対し、坂本氏は現状では難しいとしながらも「将来的には保障が必要」と回答。林田氏は「保障は当然だと思ふ」と答えた。
また市一般職員の国籍条項撤廃については、坂本氏は「全国的な撤廃の流れの中で、慎重に検討する」、林田氏は「旧丸岡町で全廃している。その考えで取り組む」とした。
回答内容への問い合わせは、同会事務局の松田さんへ
0776(53)5699

坂井市長選

4月23日投票

在日外国人に開かれた職
場にするかなどを質問。
出馬表明している二氏が
答えた。

Pa. 2014. 4. 14
このうち元三國町長坂
本憲男氏(五)は「将来的
に参政権を保証
することが必要
だが、現状では
難しい。外国籍
の公務員任用に
ついては、慎重
に検討したい」
などと回答。元
丸岡町長の林田
恒正氏(六)は
「旧丸岡町で職
員採用の国籍条
項を全廃したの
で、その考えで
取り組みたい。
外国籍市民の協
力なくして発展
は考えられな
い」とした。

合併による坂
井市長選(十六
日告示、二十三
日投票)に向
け、福井市の
「在日外国人の
参政権を考える
会・福井」(嶋
田千恵子代表)
は、立候補予定
者を対象に行っ
た在日外国人の
参政権について
のアンケート結
果を十三日、公
表した。

在日外国人の参政権、候補予定者に聞く

坂本氏 公務員への任用 慎重に
林田氏 協力なくして発展ない

アンケートは
在日外国人の参
政権についての考え方や
具体的な施策、市役所を
(山田 祐一郎)

人権について

「原点は1人の人間」私は昔、ある在日の人に「あなたはどのようにして日本国籍をとらないのか」と失礼にも訊ねたことがある。彼は、「人に優しい社会になれば日本国籍を取る必要がない。こだわることのほうがおかしい」と。そのとき私は「日本は充分優しい社会だ」と思っていた。

何年前の事になるが、障害者の車イスを押して投票場へ送り迎えするボランティアに参加したときでした。20代の女性が多かったのですが、その中でひとときわ元気で素敵な子がいました。その元気な彼女は、投票している障害者を待っている時、寂しそうな声で「障害があっても選挙で投票ができるのは羨ましい」といいました。反応が鈍い私は何のことかわからなかったのですが、とても気になって、あとで詳しく聞きました。彼女は在日朝鮮人で法律の勉強をしていて、弁護士になりたいといっていました。恥ずかしい話ですが、私はそのときはじめて在日の人には参政権が無いとすることを知りました。その後、嶋田氏や高原氏や李龍海氏と知り合いになり、日本は優しく無い社会だとわかるようになりました。優しい社会とは国籍や出自学歴に関係なく本人の資質や能力で生きられる社会だと思います。ましてや、生まれながらにして持っている生きる権利の一部でも侵害されたとしたら、また、侵害していたら、その社会は不味い。気がついている人が少なければ大きな声でさげばならない。法律がそのことを保障していなければ、法律を変えなければならぬ。憲法にその能力が無ければその憲法も変えなければならぬ。憲法が欠陥なのか、法律が病気なのか、その法律を運用する行政に能力が無いのか。私はよく見極めたい。

松田正

スペースがあまりましたので勝手につかわせて頂きました。

〈在日〉地方参政権福井訴訟 提訴15周年 記念集会

参加への呼びかけ文

1991年5月1日 県内在住の4人の在日韓国人原告によって提訴された在日外国人地方参政権訴訟は〈在日〉地方参政権「憲法許容」説を獲得しつつも、その制度保障が「立法裁量による」というそれ自体訴訟対象の問題である概念を司法がただ再提示するのみで収束した。司法は、立法裁量がまさに人権を毀損しているというこの種の裁判の本質を理解しえぬまま問題文をそのまま答えにしてうつつを抜かず、珍妙な醜態をさらしたと言わざるを得ない。その後、各地の同様の提訴や市民運動その他の民衆的要求の一定の高揚にもかかわらず、なお現在に至るまで立法権力による制度保障は実現していない。しかしこれは、既存の保守ナショナリズムや・差別主義によって外国人参政権が阻まれているという事態を、単に意味しないことは明白である。

現下、国民投票法や共謀罪成立への画策、教育基本法、出入国管理法の改悪、憲法改悪への誘導、首相による靖国公式参拝、ヒノキミ強制、教科書問題等々、戦後を生き延びた戦犯改憲勢力の思う様の狂乱・跳梁の元で、日本社会は過去一貫して抱き続けてきたファシズムへの飽くなき欲動に自ら震撼しつつ、米国その他との国際的共謀・競合のためのまごう方なき軍事侵略国家へと激烈な変貌を遂げている。その有様は、まさに地底から巨怪かつ凶暴な生物が岩石を振り払いながら地上に現出するかのようですらある。すでにより間接的には様々な教育的文化的制度的手段によって、日本社会は自主規制的ファシズムに浸され、教育・思想・言論・表現の自由をはじめとする民主的諸権利を手放しさらには忘却してきた。そしてその制度的総決算として改憲が目指されてもいる。この国の支配層の政治・軍事的欲望は「戦後民主主義」という薄手の擬制の皮膜すら今や脱ぎ捨て、資本主義的ニヒリズム(無目的性)を解決できぬまま、その醜怪な姿態を剥き出しにして恥もない。

とりわけ9.11米国同時攻撃、9.17「拉致」謝罪表明を奇禍とし、北共和国悪魔化を操作リードとして、潜在的犯罪者としてのスティグマの脅迫的再生産のもとに放置された外国籍市民にとってその人権は省みられることもなく、大衆とマスコミ、国家権力が一体となった抑圧と暴力に、至極当たり前のように日々晒されてきたことは周知であろう。日本にファシズムが蔓延し軍事的対外侵攻が用意されるにしたがって、〈在日〉の日々はより生きがたく、その生活の道は一層狭隘な暗部と化している。日本社会に民主主義と平和が死に果てたとき、その死骸の傍らには必ず社会的マイノリティーの血まみれの屍が添えられる。民主主義と平和の葬送の供物は常なる差別の対象者である外はない。憲法が国籍差別を許容しているなど、厚顔無残にも宣告した昨年の2.16鄭香均氏都庁幹部登用国籍差別訴訟の悪夢というべき最高裁判決に至っては、〈在日〉を迎えつつある長く深い恐怖の暗夜のトバ口でもあろう。

しかしどれほどの暗愚に満ちたこの社会であれ、〈在日〉を生きる者の最良の糧は言うまでもなく民主主義と平和と人権である。それらの実質的保障は、彼・彼女たちがその生と死を織り成すための最初で最後の社会的与件であり、その自由の旗幟を打ち振るためのたった一つの舞台である。〈在日〉参政権運動もまた、単なる差別撤廃、人権獲得の領域を超え、この地の民主化を果たしこの軍事大国を平和国家へと導き、延いては東アジアに平和を齎すための、いわば日本民主化運動の闘いの一部としての明確な位置づけを追求すべきときが来たのではないか。

どれほど自らの存在がか細いものであれ、歴史の舞台から決して立ち去ろうとはしない〈小さき人々〉が、戦後補償と尊厳の回復を求めてこの国の裁判を通じ日本植民地主義との闘いを続けている。彼・彼女たちが闘っているのは、過去の日本帝国主義ではない。その極めて正当かつ慎ましやかな要求を拒絶するのは、過去を引き継ぐ現在の日本の植民地主義であり現在の歴史修正主義であり現在の権力によるレイシズムそのものである。それらとの〈小さき人々〉=原告たちの闘いがこの社会の民主的良心を支え、焰をそこに点火し、正義と人権と歴史を問わしめ、民主主義と平和の後退を堰止める明瞭な抗力を形成している。このような闘いとも私たちは深く連動すべきである。その闘いの対象(敵対者)はまさに〈在日〉の人権を求める私たちのそれと同一ではないか。

韓国においては昨年すでに在韓外国人に対する地方選挙権の保障が実現し、東アジアにおける人権状況に画期を開いた。さして遠からぬ将来、朝鮮半島の統一国家実現を予見する者も少なくはない。しかし今再び開始された『日本の危険な大冒険第二章』はその最大の阻害要因として私たちの前に立ち塞がりはしないのだろうか。

〈在日〉参政権福井訴訟提訴15周年にあたって、なお一層深い闇に混迷する日本と〈在日〉を語りつくすことができれば、次の匍匐の一步もまた自らの方向を自ずと表出するだろう。

多数の皆様のご参加をよろしくお願いします。